発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年10月29日
【発行者の名称】	株式会社アットマークテクノ （Atmark Techno, Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　　實吉　智裕
【本店の所在の場所】	北海道札幌市北区北十二条西四丁目１番６号 松﨑北12条ビル
【電話番号】	011-299-1501（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　　平田　彰
【担当Ｓ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当Ｓ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当Ｓ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当Ｓ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	札幌証券取引所　Sapporo PRO Frontier Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アットマークテクノ https://www.atmark-techno.com/ 証券会員制法人札幌証券取引所 https://www.sse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　Sapporo PRO Frontier Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　Sapporo PRO Frontier Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Sapporo PRO Frontier Marketにおいては、S-Adviserが重要な役割を担います。Sapporo PRO Frontier Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するS-Adviserを選任する必要があります。S-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、札幌証券取引所のホームページ等に掲げられるSapporo PRO Frontier Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　札幌証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第４期	第５期	第６期
決算年月		2024年７月	2025年７月	2026年７月
売上高	(千円)	1,923,730	1,862,406	1,863,417
経常利益	(千円)	54,379	50,651	65,512
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△8,623	37,860	57,786
純資産額	(千円)	26,115	63,976	121,762
総資産額	(千円)	1,015,369	1,000,776	1,138,825
１株当たり純資産額	(円)	31.28	76.62	145.82
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	△11.32	45.34	69.21
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	66.38
自己資本比率	(%)	2.6	6.4	10.7
自己資本利益率	(%)	－	84.0	62.2
株価収益率	(倍)	－	－	11.6
配当性向	(%)	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	45,041	23,694	127,178
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△5,230	△27,246	△23,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	36,421	6,046	△147,440
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	197,713	200,206	156,413
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(人)	74 (17)	72 (18)	75 (17)

(注) １．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第４期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことに加え１株当たり当期純損失であるため、第５期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第６期については、2026年６月30日に札幌証券取引所Sapporo PRO Frontier Marketに上場したため、新規上場日から当事業年度

末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

５．第４期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

６．第４期及び第５期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

７．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー含む)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

８．第５期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第109条第５項の規定に基づき、第６期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第125条第３項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第４期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

９．2026年４月４日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行いましたが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

２【沿革】

当社は、組み込みプラットフォーム事業を行う旧株式会社アットマークテクノの株式取得を目的として、2020 年９月に株式会社 AT ホールディングスとして設立されたのち、2023 年８月１日を合併期日として旧株式会社アットマークテクノを吸収合併、同時に株式会社 AT ホールディングスから株式会社アットマークテクノに商号変更し現在に至っております。

そのため以下では、当社及び旧株式会社アットマークテクノの沿革を記載しております。

＜旧株式会社アットマークテクノの沿革＞

年月	事項
1997年11月	有限会社アットマーク設立（札幌市清田区）
1999年７月	IT事業を本格始動
2001年４月	株式会社に組織変更、「株式会社アットマークテクノ」に社名変更
2001年11月	初代「Armadillo」（HT1070シリーズ）を梅沢無線電機株式会社と共同開発
2003年11月	FPGA搭載のCPUボード「SUZAKU（朱雀）」発表
2004年６月	第三者割当増資を実施
2004年12月	本社を移転（札幌市中央区）
2008年５月	東京営業所を開設（東京都豊島区）
2010年７月	東京から横浜へ営業所移転、営業機能を横浜営業所（横浜市神奈川区）に集約
2013年７月	業務拡大に伴い、札幌生産センターを開設（札幌市東区）
2014年10月	IoTゲートウェイ「Armadillo-IoT」発表
2016年６月	第三者割当増資を実施。コアスタッフ株式会社の子会社に
2016年７月	IoTデバイスの運用管理サービス「node-eye」サービス提供開始
2016年８月	横浜から東京（東京都豊島区）へ営業所移転
2017年４月	コアスタッフ株式会社の完全子会社に
2018年２月	大阪オフィス（現：大阪営業所）を開設（大阪市中央区）
2019年12月	札幌本社・札幌生産センターを移転（札幌市北区）
2020年10月	MBO実施、コアスタッフ株式会社との資本関係解消

＜当社の沿革＞

年月	事項
2020年９月	旧株式会社アットマークテクノの株式取得を目的として当社（株式会社 AT ホールディングス）を設立（札幌市北区）
2020年10月	旧株式会社アットマークテクノの株式を MBO により取得し完全子会社化
2020年11月	東京営業所を移転（東京都品川区）
2023年８月	旧株式会社アットマークテクノを吸収合併。存続会社である当社（株式会社 AT ホールディングス）を株式会社アットマークテクノに商号変更
2024年２月	IoT デバイス運用管理サービス「Armadillo Twin」サービス提供開始
2026年６月	札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market に上場

３【事業の内容】

当社の現在の社長である實吉智裕は、1999 年７月に当社の前身である有限会社アットマークに入社し、IT 事業の展開を開始しました。「常に挑戦・進化を求める技術の企業であり、世界に貢献する技術を提供する。」という企業理念に基づき、技術力を磨き続け、顧客のものづくりのプラットフォームとなるべく主にコンピュータに関する事業を展開してきました。現在、当社はこれらの事業活動を組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントとして運営しております。

なかでも 2001 年に発表した「Armadillo(アルマジロ)」シリーズは、さまざまな機器や IoT 機器（注 1）の中核部分となる小型・省電力・低価格の汎用コンピュータ（組み込みプラットフォーム）として、発売から約 25 年間にわたり、累計 90 万台以上販売を継続しております。現在日本国内においてこのようなビジネスを展開している企業は少ないと考えられます。(日本国内で当社と同等の汎用コンピュータ(小型 CPU ボード等)を開発できる企業は存在しますが、基本的に特定の顧客向けの受託開発を行っており、当社と同様に自社製品を開発、製造、販売しているメーカーは少ないと考えられます)

（注）１．IoT：Internet of Things の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。

（１）　事業概要：組み込みプラットフォームの提供

当社は小型・省電力・低価格の汎用コンピュータ「組み込みプラットフォーム」の提供を主な事業としております。

1970 年代頃までは、世の中に存在するありとあらゆる機械や装置、家電はあくまで機械（メカ）や電気装置であり、一部の製品を除きコンピュータは使われていませんでした。その後、コンピュータによる機器制御が徐々に広まっていき、現在においてはパソコン、スマートフォンといった明らかなコンピュータ製品のみならず、自動車、家電、各種機械装置から子供のおもちゃに至るまで、電気で動く製品の多くは何らかのコンピュータで制御されるようになっております。このように、コンピュータを組み込んだ機器やシステムを「組み込み機器」、「組み込みシステム」と言います。

現在のコンピュータ開発は非常に複雑化しており、パソコンメーカーやスマートフォンメーカー等、コンピュータを専門に扱う事業者でなければ、物理的なハードウェア（コンピュータ基板）及びコンピュータを動かすためのソフトウェア（OS(注 2)やアプリケーション(注 3)）を開発した上で、さらに必要な部材を調達し、正確に作動するコンピュータを製造し運用することは現実的ではありません。

また、近年では、IoT という言葉に代表されるように、ありとあらゆる機械装置がネットに接続されるような時代が到来しております。組み込み機器や組み込みシステムがネットに接続されるとなると、パソコンやスマートフォンと同様に不正アクセスによる情報漏洩・改ざんや DoS 攻撃(注 4)等のサイバーリスクにも備える必要が出てまいります。

（注）２．OS：ハードウェアの制御やメモリの管理など、コンピュータの動作に必要な機能を備えたソフトウェア。基本ソフトとも呼ばれ、Windows、Android、iOS、Linux 等が代表例
３．アプリケーション：表計算や文書作成、インターネットの閲覧、音楽の再生など個別の機能に特化したソフトウェア
４．DoS 攻撃：システムに大量のデータを送り込み、過剰な負担をかけシステムを利用不能にする攻撃

当社は、コンピュータ開発において難易度の高いハードウェア（CPU ボード）部分とソフトウェア（OS）部分までを作りこんだ、小型、省電力で様々な製品やシステムに組み込んで使用することができる汎用のコンピュータ「Armadillo シリーズ」を 2001 年から約 25 年間にわたり開発、製造、販売しております。また、上述のセキュリティリスク等に対応するため、今後の主力製品である Armadillo-IoT ゲートウェイ G4、

Armadillo-IoT ゲートウェイ A6E、Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E 及び Armadillo-IoT ルーターA9R については、2025 年から開始された IoT 製品に対する適合基準への適合性を確認・可視化する、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements)」の適合ラベル★1(注 5)を取得しております。さらに、「Armadillo シリーズ」の運用監視やソフトウェアのアップデートを行うことができるサービスとして、2016 年から「node-eye」、2024 年からは「Armadillo Twin」の提供を行っております。「Armadillo シリーズ」及び当社の運用監視サービスを活用すると、機器メーカーやシステム開発者はコンピュータそのものの開発や、対応が難しいセキュリティ対策に関する負担が軽減され、機器本体及びそれに必要なアプリケーションの開発に集中できるため、開発の効率化や開発期間の短縮といった効果を期待することができます。多くの機器メーカーやシステム開発者が開発したいものは機器やシステムそのものであり、中核となるコンピュータを開発したい訳ではありません。当社はそのコンピュータ及び運用監視のためのサービスを提供し続けることで、日本のものづくりを支えております。これが、当社の提供する「組み込みプラットフォーム」です。

（注）５．JC-STAR（セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度）：IPA が提供する IoT 製品向けのセキュリティ適合評価制度。★1（レベル 1）は、製品として共通する最低限のセキュリティ要件への適合を自己評価により示すもので、当該製品が基本的なサイバー攻撃リスクに対し一定の耐性を有することを示す。2026 年中に★3（レベル 3）の制度運用・申請受付が開始される予定。

（２） 当社製品の種類及び活用例

当社は現在、組み込みプラットフォームとして主に「CPU ボード」と「IoT ゲートウェイ」の 2 種類の製品群を「Armadillo（アルマジロ)」というブランドで販売しております。

CPU ボード製品は、各種機器に組み込んで使うための汎用小型コンピュータです。主に機器メーカーが各種産業用機器の通信・制御機能を実現するためのコンピュータとして本製品を使用しております。具体的には、電力量の測定装置、各種精算機、EV 充電器、監視カメラ、IC カードリーダー等の機器の制御に用いられています。

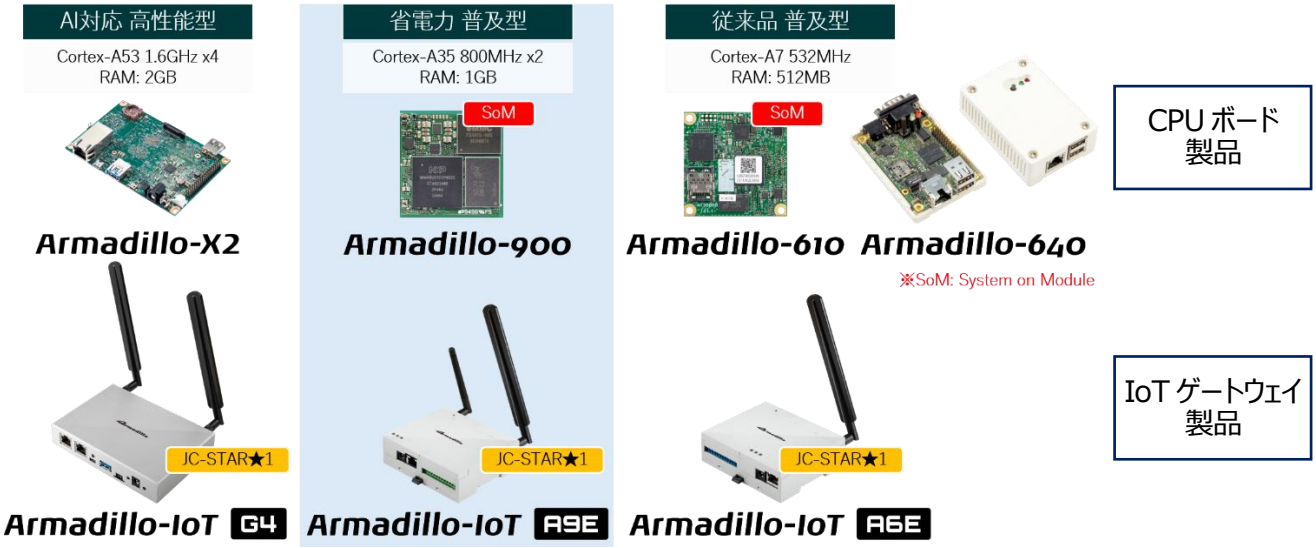
一方、IoT ゲートウェイ製品は、上記の CPU ボードを中核として、各種機器やセンサー及びインターネット等に接続するための通信機能を搭載し、筐体に収めた製品です。IoT を実現するにあたり、モノやセンサーを一つずつインターネットに接続することは技術的には難しくありませんが、コストや手間を考えると効率的ではありません。そこで、さまざまな機器やセンサーのある場所に IoT ゲートウェイを設置すると、機器やセンサーからの情報を一旦ゲートウェイに集約し、必要な処理を行ったうえでインターネットに接続（クラウド（注 6）等に情報を上げる）することができるようになります。IoT ゲートウェイは、主に IoT システムを構築する SIer（注 7）等が IoT システムに組み込んで使用しております。また、2025 年には IoT ゲートウェイから派生したルーター（注 8）製品の販売も開始しています。

CPU ボード製品、IoT ゲートウェイ製品とも、年１～２機種の新製品を開発、発売し、製品ラインナップを充実させることでさまざまなお客様のニーズに応えられるようにしております。

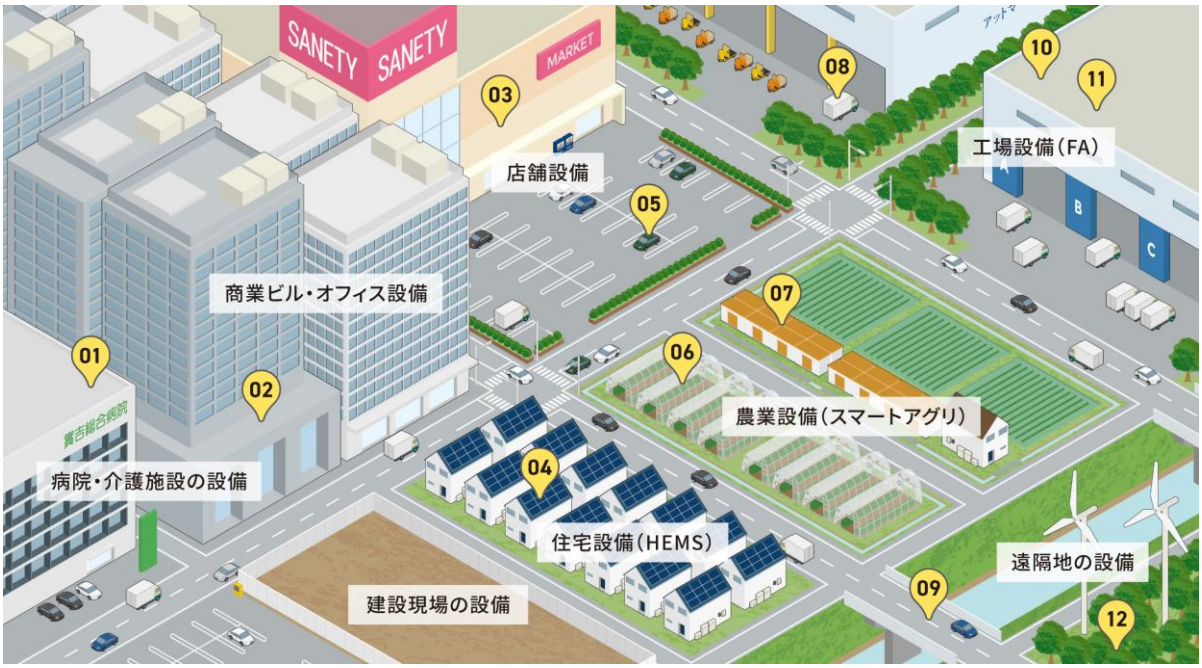
（注）６．クラウド：クラウドコンピューティングの略。ネットワークを介して外部に置いたデータを利用する形態のサービスやシステム

７．SIer：System Integrator（システムインテグレーター）の略。顧客（クライアント）の要望に応じて、システム開発や運用などを請け負う事業者

８．ルーター：複数のパソコンや機器などの端末を、インターネット回線につなげるための機器



下図は一例ですが、あらゆる機器やシステムに当社製品が組み込まれて使用されています。



1. 施設の見守りシステム



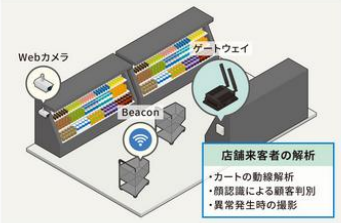
人感・開閉センサーやインテリジェントカメラ端末を組み合わせて、病院や介護施設の入居者を見守るシステムを構築できます。

2. ポイント端末・画面付き機器



画面付きの機器に組み込むことができます。商業ビルや店舗の情報端末のほか、デジタルサイネージへの組み込みなども可能です。

3. 店舗顧客の動線解析



Beaconを取り付けたカートで顧客の動線解析を行えます。センサー情報を集めたり、監視カメラと連携し顧客判別することもできます。

4. HEMS/BEMSソリューション



Wi-SUNでスマートメーターとBルート通信する家庭用IoTゲートウェイや、HEMS向けのマイクロサーバーとして利用できます。

5. エッジAI画像認識



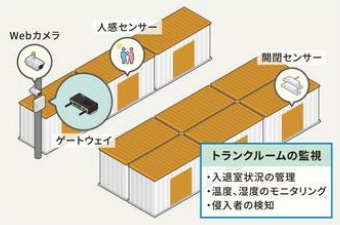
車のナンバープレートを認識・識別し、エッジAI処理を行えます。有料パーキングのフラップレス化や来店車両の判別などが可能です。

6. スマートアグリ



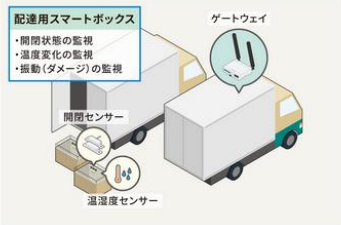
防水ケースと組み合わせることでビニールハウスなどの屋外でも利用可能です。温湿度管理や鳥獣監視システムとして運用できます。

7. 無人施設の監視システム



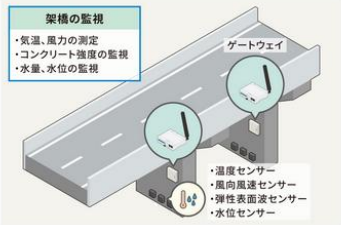
トランクルームなど無人施設の監視システムに最適です。異常を検知した場合は管理者へアラートを通知するなど、様々な設定を行えます。

8. 配達用スマートボックス



配達用スマートボックスの管理用端末として採用できます。IoTゲートウェイ1台だけで複数の情報を収集しクラウドへ送信します。

9. 架橋の水量・水位監視



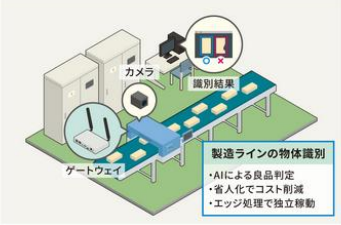
日常的に観測するのが困難な架橋などに設置することができます。データ取得やアップデートなどは全てクラウドからリモートで行えます。

10. 保管庫の室内管理



保管庫の温湿度管理や異常検知用のデータロガーとして採用することができます。高度な処理を実行しない単機能製品にも最適です。

11. 製造ラインの自動化



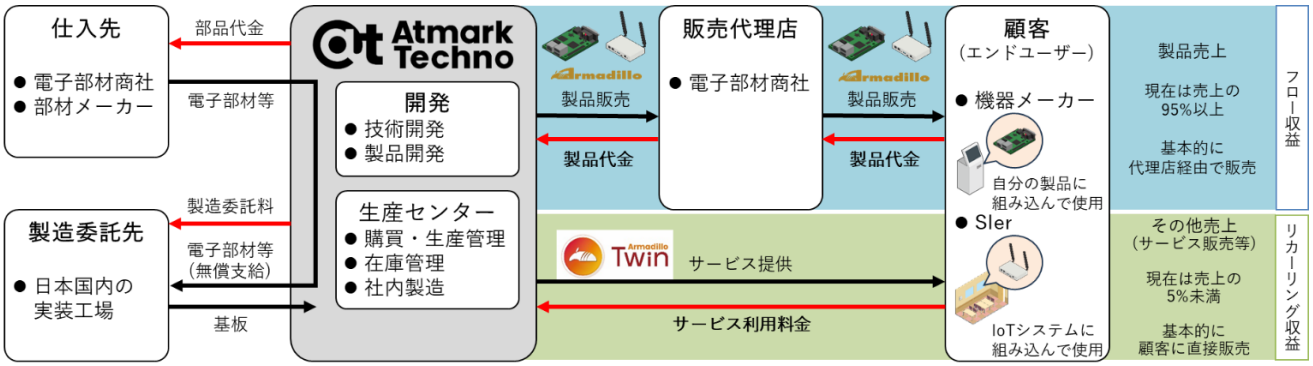
AIによる良品判定など、物体識別をする機器に組み込めます。製造ラインの自動化と省人化によるランニングコスト削減に寄与します。

12. 遠隔地の災害監視



太陽光パネルと蓄電池で動作する省電力モデルをラインアップしています。遠隔地に設置される監視・管理端末として最適です。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。
（黒い矢印→：モノ・サービスの流れ、赤い矢印→：お金の流れ）



４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2026年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75（17）	41.5	9.0	5,172

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、雇用や所得環境の改善が見られ、緩やかな回復傾向で推移いたしました。一方で、世界的な物価の高騰や為替相場の急激な変動、さらには相次ぐ地政学的リスクの高まりなどから、原材料やエネルギーのコストが上昇し、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する IoT の市場では、工場の自動化や業務効率化（DX）に向けた強い投資意欲を背景に、需要は堅調に推移いたしました。組み込みコンピュータ製品の重要性も年々高まっており、市場全体としては中長期的な拡大基調を維持しております。一方で、生成 AI の急速な普及に伴い、世界的にメモリ部品の需要が急増したことで、部品の需給が非常に逼迫し、価格の高騰や入手難が発生いたしました。当社におきましても、主要原材料であるメモリ等の調達コストの上昇や、部品確保の遅れによる製品出荷への影響など、事業活動における不確実性の高まりが懸念される状況となっております。

このような経営環境のもと、当社は、自社製品の販売拡大、製品競争力の強化、並びに生産効率の向上に注力し、業績の向上に取り組みました。

当事業年度は、売上高 1,863,417 千円（前年同期比 0.1%増）、営業利益 90,574 千円（前年同期比 38.3%増）、経常利益 65,512 千円（前年同期比 29.3%増）、当期純利益 57,786 千円（前年同期比 52.6%増）となりました。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は 156,413 千円（前事業年度比 43,793 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、127,178 千円の収入となりました（前事業年度は 23,694 千円の収入）。収入の主な内訳は、税引前当期純利益 65,512 千円、減価償却費 21,289 千円、仕入債務の増加額 143,497 千円、未払消費税等の増加額 30,099 千円、前受金の増加額 44,002 千円等であります。支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額 97,218 千円、売上債権の増加額 72,179 千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、23,532 千円の支出となりました（前事業年度は 27,246 千円の支出）。その内訳は、有形固定資産の取得による支出 21,280 千円、敷金及び保証金の差入による支出 2,251 千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、147,440 千円の支出となりました（前事業年度は 6,046 千円の収入）。収入の内訳は、長期借入れによる収入 189,200 千円であります。支出の内訳は、長期借入金の返済による支出 132,640 千円及び社債の償還による支出 204,000 千円であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当事業年度の生産実績は次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）	前年同期比（%）
組み込みプラットフォーム事業	1,113,145千円	101.3

（注）　金額は製造原価によっております。

（２）受注状況

当事業年度の受注実績は次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
組み込みプラットフォーム事業	2,112,924	101.3	992,949	133.6

（注）　金額は販売価格によっております。

（３）販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）	前年同期比（%）
組み込みプラットフォーム事業	1,863,417千円	100.1

（注）　最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）		当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
スズデン㈱	414,717	22.3	433,831	23.3
福西電機㈱	279,956	15.0	412,437	22.1
佐鳥電機㈱	346,301	18.6	189,555	10.2
コネクシオ㈱	226,494	12.2	187,029	10.0

３【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

（１）セキュリティを軸とした事業展開

近年、IoT の普及に伴い、世界的にセキュリティ対策に関する法的要求が高まっております。当社は Armadillo-IoT ゲートウェイ G4 、Armadillo-IoT ゲートウェイ A9E 及び Armadillo-IoT ルーターA9R について、日本におけるセキュリティ認証制度である「JC-STAR」★1（レベル１）の適合ラベルを取得いたしました。次のステップとして、2026 年中に制度運用・申請受付が開始される JC-STAR★3（レベル３）の適合ラベルを取得する計画です。

また、当社製品は独自の OS（Armadillo Base OS）及びクラウドサービス（Armadillo Twin）を活用することにより、セキュリティ面で優れた特長を有しております。今後はこれらの強みを活かし、セキュリティ分野における当社の取り組みを積極的に発信することで、製品及びサービスの販売促進につなげてまいります。

（２）販売先・顧客ターゲットの拡大

当社の現在の収益構造は、現状、国内代理店を通じた国内企業向け販売の比重が高く、販売先及び顧客層の拡大が今後の成長における重要な課題と認識しております。国内販売に加え、海外市場への商流を新たに開拓することで売上高の拡大を図ります。具体的には、他社製 SoM（System on Module）に当社のソフトウェア（OS）「Armadillo Base OS」を移植し、「Armadillo Twin」を利用可能とすることで、当社の技術を海外市場にも展開していくことを検討しています。これにより、当社製品の利用範囲を広げるとともに、既存の販売チャネルに依存しない新たな収益源の確立を目指します。

（３）原材料確保と在庫の適正バランスの維持

当社は現在、世界的なメモリ等の半導体部品の高騰及び入手難に対応し、豊富な受注残に基づくお客様への製品供給責任を果たすため、メモリ部品を中心として主要原材料の先行確保に努めております。その結果、当事業年度末の棚卸資産（製品・仕掛品・原材料）は総資産 1,138,825 千円の約 52.3%にあたる 595,584 千円となっており、一時的に高水準で推移しております。

今後におきましても、短期的には顧客ニーズに応える供給体制の維持を最優先としつつ、部品の需給逼迫状況の推移や市場動向を注視してまいります。そして、サプライチェーンの安定化に伴い段階的な調達計画への切り替えを進め、在庫回転率を年間３回転程度（約４か月分の在庫水準）に抑えることを目標とした在庫の適正化と資本効率の向上を推進してまいります。

（４）人材の採用及び育成

当社が事業を展開するコンピュータ業界及び IoT 業界においては技術革新のスピードが速いため、常に新しい技術やノウハウにキャッチアップしていく必要があります。さらなる成長を実現するためにも、優秀な人材（特にエンジニア）の採用及び育成に努めてまいります。

また、マネジメント層の充実を図らなければ、増加した人員や組織が機能せず成長の阻害要因になると考えております。既存社員の育成には既に取り組んでおりますが、あわせて経験者採用による補完も視野に入れて対応していきます。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）事業環境に関するリスクについて

①半導体市況について（発生可能性：中　影響度：大　発生時期：特定時期なし）

当社は多くの半導体部品を調達し製品を製造しているため、半導体市場の影響を大きく受けます。半導体市場は中長期的には技術革新が進むことで持続的な成長が期待できる反面、短期的には需給バランスの乱れが発生する可能性があります。このような状況下において、半導体部品仕入の停滞又は原材料価格の大幅な値上げの影響により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特に 2026 年７月時点では、世界的な需給逼迫により、メモリ部品を中心とした半導体部品が高騰、入手難となっており、それに対して当社は製品のコアとなる部品を早め・多めに在庫として保有することにより、お客様に対する供給責任を果たすことに努めております。

原材料価格の高騰に関しては、原材料価格の上昇と販売価格の改定のタイムラグがあること及び必ずしも原材料価格の上昇分のコストを販売価格に転嫁できない場合があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。これに対し当社は毎月販売価格を見直す等、原材料価格の上昇をリアルタイムに価格に反映する取り組みを行っております。

また、半導体部品はメーカーの事情等により生産が終了されることがあります。このような場合、当社は代替部品を選定して生産を継続しますが、適当な代替部品が存在せず、当社製品も生産を終了せざるを得ない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②競合について（発生可能性：中　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社主力製品である CPU ボードについて、同種の製品を開発・製造・販売している企業は国内では少ないと認識しております。しかし、海外製の安価な CPU ボード製品の流入等により、価格競争の激化や需要構造の変化が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社は高信頼性、長期供給、サポートの充実等、安価な CPU ボードにはない製品力やサービスを強化しておりますが、今後安価かつ高性能な海外製ボードが流入するなどした場合、当社製品の販売数量及び販売価格に影響を与える可能性があります。

また、もう一つの当社主力製品である IoT ゲートウェイに関しては、他社製の競合製品が複数存在します。当社製品は価格、性能のバランスの良さと、業界における知名度の高さと信頼性で現状は競争力が高いと考えておりますが、今後当社製品より性能が高い、又は価格が安い製品が投入されることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、いずれの製品群においても、ハードウェアはコンピュータの原理原則を、ソフトウェアはオープンソースである Linux を基礎技術としているため、新規参入が生じる可能性があります。当社は、長年培った研究開発のノウハウ及び販売経路を持っているため、現実に当社製品と同等以上の製品を開発し販売まで行うことの難易度は高いと考えていますが、新規参入企業の増加により競争が激化することにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③為替変動について（発生可能性：大　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社は、部品仕入の一部をドル建てで行っております（海外製の部品を国内の半導体商社から仕入れる際にドル建てを選択するケースが多いほか、海外企業からドル建てで部品を仕入れるケースがあります）。一方で現時点において海外への製品輸出はほぼ発生しておらず、ドル建ての回収がありません。

そのため、円安ドル高に振れた場合、原価が高くなるほか、部品入荷時期と支払時期の為替レートの差により為替差損を計上する可能性があります。当社では、経理部門にて為替相場を継続的にモニタリングして

おり、適宜必要な対応を取っておりますが、特に円安ドル高の傾向が長期に続く場合や、大きな為替変動がある場合は当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④事故及び自然災害について（発生可能性：中　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社は、本社を北海道札幌市に構え、研究開発及び生産拠点が同一の本社建物内にあります。そのため同地区に大規模な地震等の自然災害が発生した場合、生産活動をはじめとする事業活動全般に重大な影響を与える可能性があります。当社はBCP（事業継続計画）を策定し災害時の事業継続への影響を可能な限り低減できるよう備えておりますが、想定を超える災害の際には当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤技術革新及び研究開発について（発生可能性：中　影響度：大　発生時期：特定時期なし）

当社が事業を展開するコンピュータ業界及び IoT 業界は、半導体集積技術の進歩に伴い急速に発展を続けております。こうした技術革新への対応の遅れや当社の技術力の低下、それに伴う製品及びサービス品質の低下が生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

また当社では最新の技術動向や社会動向、顧客のニーズに合わせて、新製品及び新サービスを継続的に開発することが重要であると認識しております。新製品等の開発が想定通り進まない場合やニーズを満たす製品等を世に送り出せない事態が続く場合は、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥在庫について（発生可能性：中　影響度：中　発生時期：数年以内）

当社製品は多数の半導体部品によって構成されており、製品製造のためには多数の半導体部品を準備しておく必要があります。上述の通り、2026 年７月時点では、世界的な需給逼迫により、メモリ部品を中心とした半導体部品が高騰、入手難となっており、それに対して当社は製品のコアとなる部品を早め・多めに在庫として保有することにより、お客様に対する供給責任を果たすことに努めております。その結果、当社の棚卸資産（製品、仕掛品、原材料）は 2025 年７月期末の 498,365 千円から 2026 年 7 月期末は 595,584 千円に増加しております。

今後、需給動向の変化等により在庫水準の適正化を進める方針ではあるものの、現在のメモリ部品を中心とした原材料の需給逼迫の状況から、当面の間、一定の在庫水準を維持することが必要となる見込みです。当社は業界動向を注視しながら在庫の圧縮に努めていきますが、在庫の増大及び回転の鈍化により運転資金負担が増加した場合、当社の資金繰り及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、半導体部品は一般的な原材料に比べて品質劣化の影響を受けにくい一方、需要動向や製品ライフサイクルの変化等により滞留在庫が発生した場合には、評価損の計上等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）社内組織に関するリスクについて

①人材の採用及び流出について（発生可能性：中　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社の事業は、人材への依存度が高く、専門性の高い人材の確保と育成が大きな鍵となっております。新卒・中途ともに複数のルートから人材採用を進めておりますが、人材採用が計画通り進まなかった場合や優秀な人材の流出が続いた場合には、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

②特定の人物への依存について（発生可能性：小　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社の代表取締役社長兼 CEO である實吉智裕は、事実上の創業者であるとともに、当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、製品及びサービスの企画から開発、及び運用に至るまで豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や執行役員会等において役員及び従業員への情報共有や権限委譲を進める等、組織体制の強化を図るとともに、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により、同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）法的規制に関するリスクについて

①知的財産権侵害について（発生可能性：小　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社はこれまで、第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差し止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。当社は、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償の負担が生じ、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②訴訟等について（発生可能性：小　影響度：中　発生時期：特定時期なし）

当社は、法令及び契約等の遵守のため、各種規程を定めて社内教育やコンプライアンス体制の充実に努めております。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。引き続き社内教育や体制の充実に努めますが、かかる訴訟の内容及び結果によっては当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）その他

①新株予約権の行使に伴う株式価値の希薄化について（発生可能性：中　影響度：小　発生時期：1年以内）

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の１株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、2026 年７月 31 日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、75,900 株であり、発行済株式総数 835,000 株の約 9.1％に相当します。新株予約権の詳細については「第５ 発行者の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

②投資事業有限責任組合の当社株式保有割合について（発生可能性：大　影響度：中　発生時期：数年以内）

2026 年７月 31 日現在における当社の発行済株式総数は 835,000 株であり、このうち投資事業有限責任組合（以下、「VC 等」という。）が保有する株式数は 280,000 株と、当社株式の発行済株式総数に対する割合は 33.5％となっております。一般に、VC 等が未上場会社の株式を取得する場合、上場後に保有株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、VC 等が保有する当社株式の一部又は全部を市場にて売却した場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を与える可能性があります。

③S-Adviser との契約について

当社は、札幌証券取引所が運営を行なっております証券市場 Sapporo PRO Frontier Market に上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券㈱を担当 S-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券㈱との間で、担当 S-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Sapporo PRO Frontier Market における当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 S-Adviser を確保できない場合、当社株式は Sapporo PRO Frontier Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜S-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券㈱（以下「乙」という）は S-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到

来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。
（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日
（ａ）Sapporo PRO Frontier Market の上場株券等
（ｂ） 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合
ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不

適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を札幌証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Sapporo PRO Frontier Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは札幌証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜S-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を札幌証券取引所に通知しなければならない。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

当社は企業理念である「常に挑戦・進化を求める技術の企業であり、世界に貢献する技術を提供する」に基づき、“組み込みやすいこと”“量産しやすいこと”“長期運用しやすいこと”に主眼を置いたコンピュータ及びサービスの開発を推進しております。

当社では、札幌本社の開発部にハードウェアエンジニア及びソフトウェアエンジニアを配置し、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア及びサービスを開発しております。当事業年度においては、産業用途向けの省電力 IoT ルーター「Armadillo-IoT ルーター A9R」といった新製品をリリースしたほか、IoT 機器の運用監視サービスである「Armadillo Twin」の機能拡充等を行いました。

その結果、当事業年度の研究開発費の総額は 118,545 千円となっております。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 1,039,488 千円で、前事業年度末に比べ 115,902 千円増加しております。棚卸資産（製品、仕掛品、原材料）の増加 97,218 千円、売掛金の増加 72,179 千円、現金及び預金の減少 43,793 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 99,337 千円で、前事業年度末に比べ 22,145 千円増加しております。建物附属設備の増加 12,117 千円、繰延税金資産の増加 9,528 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 490,258 千円で、前事業年度末に比べ 22,638 千円増加しております。買掛金の増加 143,497 千円、前受金の増加 44,002 千円、未払消費税等の増加 17,161 千円、1 年内償還予定の社債の減少 204,000 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 526,804 千円で、前事業年度末に比べ 57,623 千円増加しております。長期借入金の増加 48,060 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 121,762 千円で、前事業年度末に比べ 57,786 千円増加しております。繰越利益剰余金の増加 57,786 千円が変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「第３【事業の状況】 １【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】 （２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（5）経営者の問題意識と今後の方針について

「第３【事業の状況】３【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は 21,922 千円であり、その主なものは札幌生産センター拡張のための各種工事費用及び新製品である「Armadillo-IoT A9E」向けの検査装置であります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２【主要な設備の状況】

当社は、本社・札幌生産センター、東京営業所、大阪営業所の３カ所の拠点を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2026 年７月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	機械装置 (千円)	工具器具備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社・札幌生産センター (札幌市北区)	本社機能、生産設備	19,754	0	19,950	2,377	42,082	62 (17)
東京営業所 (東京都品川区)	営業拠点	1,675	－	1,098	－	2,773	13

(注) １．帳簿価額のうち「その他」は無形固定資産の合計です。

２．上記金額には、資産除去債務に相当する金額を含めておりません。

３．現在休止中の主要な設備はありません。

４．当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント名称の記載を省略しております

５．事務所は全て賃借しており、年間の賃借料は 71,807 千円であります。

６．従業員数の（　　）は、臨時雇用者数を外書しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2026年７月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年10月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,000,000	2,165,000	835,000	835,000	札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,000,000	2,165,000	835,000	835,000	―	―

（注）１．2026年３月５日開催の取締役会決議により、2026年４月４日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は2,700,000株増加し、3,000,000株となっております。

２．2026年３月５日開催の取締役会決議により、2026年４月４日付で普通株式１株を10株に分割しております。これにより株式数は751,500株増加し、835,000株となっております。

３．未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式75,900株が含まれております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2022年７月15日臨時株主総会決議）

	当事業年度末現在（2026年７月31日）	公表日の前月末現在（2026年９月30日）
新株予約権の数（個）	5,880	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	58,800（注）１、６	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	320（注）２、６	同左
新株予約権の行使期間	自　2024年７月16日 至　2032年６月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　320（注）６ 資本組入額　160（注）６	同左
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	―

（注）１．　新株予約権１個あたり普通株式１株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、

かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

２．　本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．　新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．　新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

５．　組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞ

れ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6．2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2023年7月14日臨時株主総会決議）

	当事業年度末現在 (2026年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年9月30日)
新株予約権の数（個）	280	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,800（注）1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注）2、6	同左
新株予約権の行使期間	自　2025年7月15日 至　2033年6月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　720（注）6 資本組入額　360（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	―

（注）１．新株予約権１個あたり普通株式１株とします。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

２．　本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．　新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。
④新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。
⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．　新株予約権を取得することができる事項
当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）
②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）
③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

５．　組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株

予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

6．2026年3月5日開催の取締役会決議により、2026年4月4日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2024年7月16日臨時株主総会決議）

	当事業年度末現在 (2026年7月31日)	公表日の前月末現在 (2026年9月30日)
新株予約権の数（個）	160	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,600（注）1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2、6	同左
新株予約権の行使期間	自　2026年7月17日 至　2034年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1,000（注）6 資本組入額　500（注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左

代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	―

（注）１．　新株予約権１個あたり普通株式１株とします。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

２．　本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．　新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。
③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。
④新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。
⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．　新株予約権を取得することができる事項
当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）
②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）
③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

５．　組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

６．2026年３月５日開催の取締役会決議により、2026年４月４日付で普通株式１株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第４回新株予約権（2024年10月28日定時株主総会決議）

	当事業年度末現在 (2026年７月31日)	公表日の前月末現在 (2026年９月30日)
新株予約権の数（個）	1,270	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,700（注）１、６	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）２、６	同左
新株予約権の行使期間	自　2026年10月29日 至　2034年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　1,000（注）６ 資本組入額　500（注）６	同左

新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	―

（注）１．　新株予約権１個あたり普通株式１株とします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整を行うこととします。

２．　本件新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

３．　新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

②本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。

③新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができない。

⑤その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．　新株予約権を取得することができる事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得するものとします。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）

②新株予約権者が上記(注)3 に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合（但し、相続人において権利を行使しうる場合を除く）

③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5． 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1 に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

上記(注)4 に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使条件

上記(注)3 に準じて決定する。

6．2026 年３月５日開催の取締役会決議により、2026 年４月４日付で普通株式１株を 10 株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（3）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年７月24日（注）１	7,500	83,500	37,500	76,000	37,500	75,000
2026年４月４日（注）２	751,500	835,000	－	76,000	－	75,000

（注）１．有償第三者割当

発行価格　　10,000円

資本組入額　　5,000円

割当先　　北洋事業承継投資事業有限責任組合、カンリー・コーポレーション㈱、實吉智裕、他４名

２．株式分割

2026年３月５日開催の取締役会決議により、2026年４月４日付で普通株式１株を10株に分割しております。

これにより株式数は751,500株増加し、835,000株となっております。

（６）【所有者別状況】

2026年７月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	4	―	―	9	13	―
所有株式数（単元）	―	―	―	5,000	―	―	3,350	8,350	―
所有株式数の割合（％）	―	―	―	59.88	―	―	40.12	100	―

（注）１．2026年３月５日開催の臨時株主総会決議により、2026年３月５日付で定款変更を行い、100株を１単元とする単元株制度を導入しております。

（7）【大株主の状況】

2026年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西3丁目7番地 北洋大通センター13階	228,000	25.03
實吉 智裕	札幌市豊平区	225,700 (8,200)	24.78 (0.90)
株式会社エクスクラメーション	札幌市中央区北4条西7丁目5番地 緑苑第二ビル	200,000	21.96
平田 彰	北海道上川郡東川町	59,100 (4,100)	6.49 (0.45)
ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合	札幌市北区北7条西2丁目20番地	52,000	5.71
カンリー・コーポレーション株式会社	札幌市西区八軒10条西3丁目4番30号	20,000	2.20
大川 哲也	北海道江別市	13,600 (2,600)	1.49 (0.29)
片石 慎二	札幌市中央区	12,900 (1,900)	1.42 (0.21)
古関 哲久	札幌市東区	11,400 (1,400)	1.25 (0.15)
大澤 啓明	札幌市西区	11,400 (1,400)	1.25 (0.15)
計	―	834,100 (19,600)	91.57 (2.15)

(注) 1.（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
2．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
3．株式会社エクスクラメーションは、当社の代表取締役である實吉智裕の資産管理会社であります。

（8）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2026年７月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　835,000	8,350	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	835,000	―	―
総株主の議決権	―	8,350	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

（9）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第１回新株予約権（2022 年７月 15 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年７月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員１名、当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第２回新株予約権（2023 年７月 14 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2023年７月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員７名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第３回新株予約権（2024 年７月 16 日臨時株主総会決議）

決議年月日	2024年７月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第４回新株予約権（2024 年 10 月 28 日定時株主総会決議）

決議年月日	2024年10月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員２名、当社従業員４名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

また、配当を行う場合には、当社は、配当の回数を期末配当の年１回とすることを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第 459 条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第４期	第５期	第６期
決算年月	2024 年７月	2025 年７月	2026 年７月
最高（円）	―	―	800
最低（円）	―	―	800

(注) １．最高・最低株価は、札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market におけるものであります。
２．当社株式は、2026 年６月 30 日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

	2026 年２月	2026 年３月	2026 年４月	2026 年５月	2026 年６月	2026 年７月
最高（円）	―	―	―	―	800	―
最低（円）	―	―	―	―	800	―

(注) １．最高・最低株価は、札幌証券取引所 Sapporo PRO Frontier Market におけるものであります。
２．当社株式は、2026 年６月 30 日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

５【役員の状況】

男性４名　女性１名　（役員のうち女性の比率20%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長兼CEO	實吉　智裕	1974年1月5日生	1996年4月 1999年7月 2001年4月 2020年9月 2020年9月 2023年8月	株式会社ビー・ユー・ジー(現：DMG MORI Digital株式会社)入社 有限会社アットマーク((旧)株式会社アットマークテクノ)入社 同社代表取締役就任 株式会社エクスクラメーション設立 代表取締役(現任) 株式会社 AT ホールディングス(現：当社)設立 代表取締役就任 当社 代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注)４	(注)６	417,500 (注)７
取締役	CFO	平田　彰	1973年6月29日生	1996年4月 2010年1月 2011年7月 2014年9月 2020年9月 2023年8月	ダイハツ工業株式会社　入社 株式会社データクラフト（現：イメージナビ株式会社）　入社 (旧)株式会社アットマークテクノ入社 経営管理部長 同社 取締役就任 株式会社 AT ホールディングス(現：当社)取締役就任 当社 取締役CFO就任（現任）	(注)４	(注)６	55,000
社外取締役(監査等委員)(常勤)		後藤　正典	1967年1月4日生	1990年3月 1993年4月 1994年4月 1998年10月 2002年1月 2002年4月 2004年1月 2015年8月 2020年6月 2022年8月 2022年8月 2026年3月	等松トウシュ・ロス・コンサルティング株式会社 入社 フェニックスリゾート株式会社 入社 有限会社木花商会 設立 朝日監査法人福岡事務所 入所 朝日監査法人札幌事務所 転籍 公認会計士登録 後藤公認会計士事務所（現：はまなす公認会計士共同事務所）開業（現任） 株式会社栗林商会　入社 サツドラホールディングス株式会社入社 (旧)株式会社アットマークテクノ 監査役就任 株式会社 AT ホールディングス(現：当社) 監査役就任 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)５	(注)６	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
社外取締役(監査等委員)		奥山　倫行	1975年1月29日生	2002年10月 2007年4月 2010年6月 2011年8月 2013年4月 2014年9月 2017年6月 2017年12月 2019年6月 2019年11月 2019年12月 2020年7月 2020年12月 2022年4月 2022年4月 2022年8月 2022年8月 2023年6月 2024年12月 2026年3月	弁護士登録 TMI総合法律事務所 入所 アンビシャス総合法律事務所 開設 パートナー就任（現任） 株式会社HVC 監査役就任 北海道ベンチャーキャピタル株式会社（旧：株式会社HVC）監査役就任 医療法人社団一心会 理事就任(現任) エコモット株式会社 社外監査役就任（現任） 一般社団法人しんきん支援ネットワーク 理事就任（現任） 株式会社LEGALAID設立 代表取締役就任（現任） 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役就任（現任） 株式会社 itakoto 社外取締役就任（現任） 五稜化薬株式会社 社外監査役就任（～2021年3月、2023年6月～2024年4月） 株式会社229 設立 代表取締役就任（現任） EZO CONSULTING GROUP株式会社 社外取締役就任（現任） 株式会社リサイクルテクノロジーズ 社外取締役就任（現任） 弁護士法人アンビシャス総合法律事務所 社員就任（現任） (旧)株式会社アットマークテクノ 監査役就任 株式会社 AT ホールディングス(現：当社) 監査役就任 株式会社モロオ 社外監査役就任（現任） 五稜化薬株式会社 社外監査役就任（現任） 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)5	(注)6	―
社外取締役(監査等委員)		池田　直美 (注)8	1979年7月10日生	2002年4月 2007年12月 2011年9月 2022年9月 2024年6月 2024年10月 2026年1月 2026年3月	トステム株式会社（現：株式会社LIXIL） 入社 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人） 入所 公認会計士登録 公認会計士池田直美事務所（現:はまなす公認会計士共同事務所）開業（現任） 株式会社フジタコーポレーション 補欠監査役（現任） 当社 監査役就任 札幌テレビ放送株式会社 社外監査役就任 （現任） 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)5	(注)6	―
計								472,500

（注）１．2026年３月５日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役監査等委員の後藤正典、奥山倫行、池田直美は、社外取締役であります。

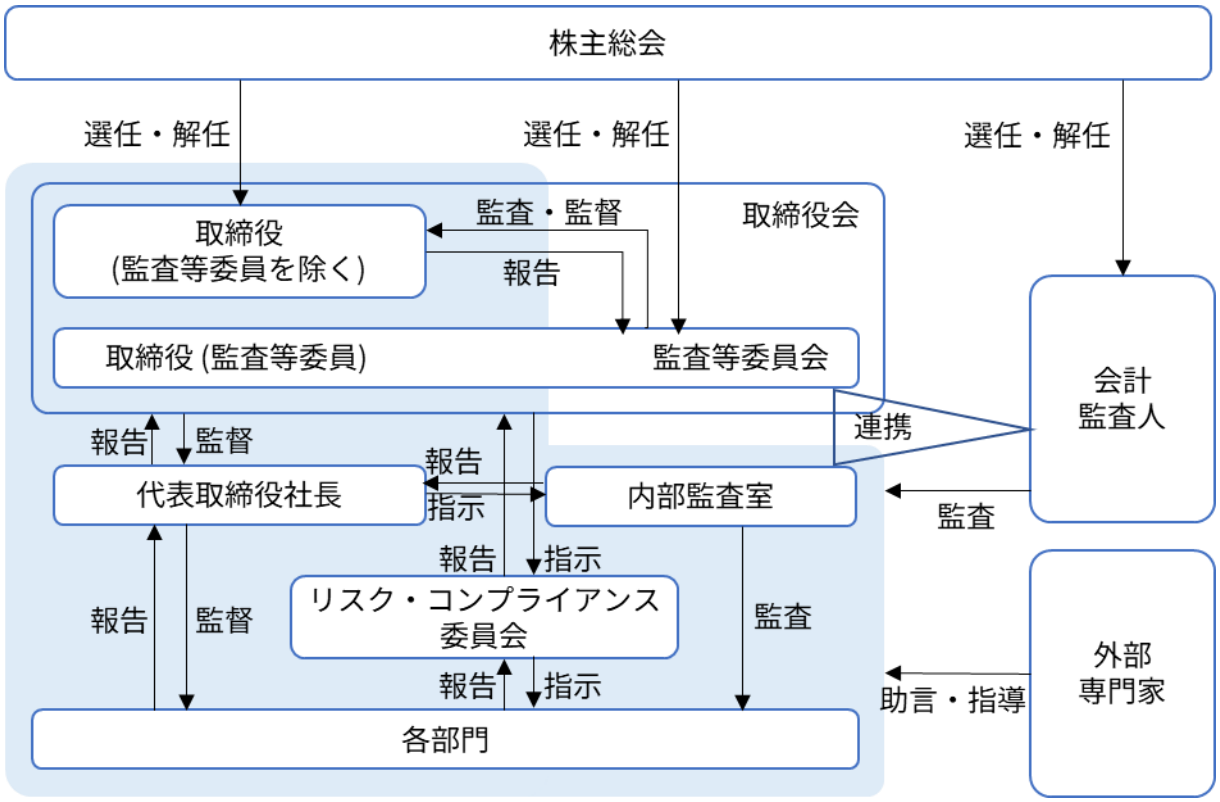
３．当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長　後藤正典、委員　奥山倫行、委員　池田直美

４．取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2026年７月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．監査等委員である取締役の任期は、2027年７月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
６．2026年７月期における役員報酬は、総額37,404千円を支給しております。
７．代表取締役社長兼CEO實吉智裕の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エクスクラメーションが所有する株式数を含んでおります。
８．取締役池田直美は、旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しております。戸籍上の氏名は斗澤直美であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長及び企業価値の向上を図るために、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めることで株主をはじめとする様々なステークホルダーと信頼関係を構築することは重要であると認識しております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、変化の激しい経営環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社を採用することで、監督機能と業務執行機能を分離、明確にするとともに、取締役会における監督機能のより一層の強化と、迅速な意思決定、機動的な業務執行を行うことができる現体制が最適であると考えております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、５名の取締役（うち監査等委員である社外取締役３名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査等委員会

当社は、2026 年３月５日開催の臨時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会を設置しております。

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役３名（うち常勤監査等委員１名、非常勤監査等委員２名）で構成されております。３名はそれぞれ、公認会計士又は弁護士として豊富な実務経験と専門知識を有しており、うち公認会計士である後藤正典及び池田直美は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており

ます。

監査等委員会は原則として毎月開催し、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び監査方針の策定、内部統制システムの構築・運用状況の評価、会計監査人の報酬等に関する同意、監査報告書の作成があります。各監査等委員は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会に出席するほか、報告及び各種書類の閲覧を通じて業務執行取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査等委員は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有、並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を行い、監査等委員会の監査・監督機能の強化に努めております。

ハ．会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 125 条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお 2026 年７月期において監査を執行した公認会計士は芝田雅也氏、五十嵐康彦氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士３名その他９名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査の状況

当社は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査担当者１名が、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに、被監査部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況についてフォロー及び確認をしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的な信用の向上を図ることを目的として、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を定めております。また、監査等委員会監査や内部監査の実施によって、事業活動において生じるリスクの発見に努めております。

重要なリスクについては、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において分析を行い、対応方針及び対応策の検討・策定を行っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言を受けられる体制を整えております。

なお、当社は企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する研修を実施することにより、全職員が法令等を遵守し、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。

また、内部通報要領に基づき、社内外に相談窓口を設置した通報制度を設けており、役職員が関わるコンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めております。

⑥社外取締役の状況

当社は社外取締役３名を選任しております。

社外取締役後藤正典氏、奥山倫行氏及び池田直美氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	30,000	30,000	―	―	2
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	―	―	―	―	―
監査役（社外監査役を除く）	―	―	―	―	―
社外役員	7,404	7,404	―	―	3

（注）1　2026年３月５日開催の臨時株主総会において当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。上記、社外役員の欄は、監査役会設置会社における社外監査役の報酬と、監査等委員会設置会社における社外取締役（監査等委員）の報酬を合算して記載しております。

2　2026年３月５日以前の役員の員数は取締役４名、監査役４名ですが、無支給者が３名いるため支給員数と相違しております。

⑧取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 459 条第１項の定めに基づき、取締役会の決議によって毎年１月 31 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑬株式の保有状況

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

①監査法人に対する報酬の内容

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	24,500	―

②その他重要な報酬の内容

（当事業年度）

該当事項はありません。

③監査法人の発行者に対する非監査業務の内容

（当事業年度）

該当事項はありません。

④監査報酬の決定方針

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。

（２）　当社の財務諸表は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 125 条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025 年８月１日から 2026 年７月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年7月31日)	当事業年度 (2026年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,206	156,413
売掛金	191,869	264,049
製品	13,659	19,042
仕掛品	139,023	44,704
原材料	345,682	531,836
前渡金	1,512	9
前払費用	18,397	23,112
未収入金	115	67
仮払金	180	250
未収消費税等	12,937	－
流動資産合計	923,585	1,039,488
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	49,519	65,553
減価償却累計額	△16,637	△20,555
建物附属設備（純額）	32,881	44,998
機械装置	21,883	21,883
減価償却累計額	△21,883	△21,883
機械装置（純額）	0	0
工具器具備品	140,256	143,986
減価償却累計額	△118,246	△122,937
工具器具備品（純額）	22,010	21,049
建設仮勘定	587	2,453
有形固定資産合計	55,479	68,501
無形固定資産		
ソフトウエア	3,457	2,377
のれん	1,915	－
無形固定資産合計	5,373	2,377
投資その他の資産		
敷金	12,707	14,958
長期前払費用	991	1,331
出資金	10	10
繰延税金資産	2,629	12,158
投資その他の資産合計	16,338	28,458
固定資産合計	77,191	99,337
資産合計	1,000,776	1,138,825

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年7月31日）	当事業年度 （2026年7月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	66,359	209,857
未払金	10,252	14,306
未払費用	39,076	40,176
前受金	43	44,046
預り金	12,913	13,349
1年内返済予定の長期借入金	125,440	133,940
1年内償還予定の社債	204,000	－
製品保証引当金	1,907	1,059
賞与引当金	2,000	2,000
未払法人税等	5,625	14,360
未払消費税等	－	17,161
流動負債合計	467,619	490,258
固定負債		
長期借入金	445,131	493,191
資産除去債務	24,049	33,613
固定負債合計	469,180	526,804
負債合計	936,800	1,017,062
純資産の部		
株主資本		
資本金	76,000	76,000
資本剰余金		
資本準備金	75,000	75,000
資本剰余金合計	75,000	75,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△87,023	△29,237
利益剰余金合計	△87,023	△29,237
株主資本合計	63,976	121,762
純資産合計	63,976	121,762
負債純資産合計	1,000,776	1,138,825

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）
売上高	1,862,406	1,863,417
売上原価		
製品期首棚卸高	13,314	13,659
当期製品製造原価	1,098,844	1,113,145
合計	1,112,158	1,126,805
他勘定振替高	△6,427	△5,364
製品期末棚卸高	13,659	19,042
製品売上原価	1,092,072	1,102,398
売上総利益	770,334	761,019
販売費及び一般管理費	※1、※2 704,850	※1、※2 670,445
営業利益	65,483	90,574
営業外収益		
受取利息	147	532
為替差益	1,380	―
補助金収入	800	1,815
雑収入	605	218
営業外収益合計	2,933	2,565
営業外費用		
支払利息	10,885	11,153
支払保証料	242	279
社債利息	5,105	3,293
為替差損	―	7,400
固定資産除却損	28	0
雑損失	1,502	―
上場関連費用	―	5,500
営業外費用合計	17,765	27,627
経常利益	50,651	65,512
税引前当期純利益	50,651	65,512
法人税、住民税及び事業税	5,648	17,254
法人税等調整額	7,142	△9,528
法人税等合計	12,790	7,726
当期純利益	37,860	57,786

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日） 金額（千円）	構成比 （%）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日） 金額（千円）	構成比 （%）
Ⅰ　材料費		940,842	84.9	829,523	83.4
Ⅱ　労務費		45,645	4.1	41,323	4.2
Ⅲ　経費	※１	121,982	11.0	123,583	12.4
当期総製造費用		1,108,469	100.0	994,430	100.0
仕掛品期首棚卸高		114,123		139,023	
小計		1,222,593		1,133,453	
仕掛品期末棚卸高		139,023		44,704	
棚卸資産評価損		15,274		24,396	
当期製品製造原価		1,098,844		1,113,145	

（注）※１　主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）
外注費（千円）	58,651	58,136
地代家賃（千円）	21,552	28,032

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年8月1日　至　2025年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	76,000	75,000	75,000	△124,884	△124,884	26,115	26,115
当期変動額							
当期純利益				37,860	37,860	37,860	37,860
当期変動額合計	－	－	－	37,860	37,860	37,860	37,860
当期末残高	76,000	75,000	75,000	△87,023	△87,023	63,976	63,976

当事業年度（自　2025年8月1日　至　2026年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	76,000	75,000	75,000	△87,023	△87,023	63,976	63,976
当期変動額							
当期純利益				57,786	57,786	57,786	57,786
当期変動額合計	－	－	－	57,786	57,786	57,786	57,786
当期末残高	76,000	75,000	75,000	△29,237	△29,237	121,762	121,762

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	50,651	65,512
減価償却費	17,320	21,289
のれん償却額	11,493	1,915
引当金の増減額（△は減少）	△1,622	△848
受取利息	△147	△532
支払利息	15,991	14,447
補助金収入	△800	△1,815
固定資産除却損	28	0
売上債権の増減額（△は増加）	132,071	△72,179
棚卸資産の増減額（△は増加）	△125,804	△97,218
仕入債務の増減額（△は減少）	△25,418	143,497
未払又は未収消費税等の増減額（△は減少）	△42,594	30,099
前受金の増減額（△は減少）	△984	44,002
その他	5,768	226
小計	35,954	148,397
利息の受取額	147	532
利息の支払額	△15,749	△15,127
補助金の受取額	800	1,815
法人税等の支払額	2,542	△8,438
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,694	127,178
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23,100	△21,280
無形固定資産の取得による支出	△4,135	－
敷金及び保証金の差入による支出	－	△2,251
出資金の払込による支出	△10	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,246	△23,532
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	150,000	189,200
長期借入金の返済による支出	△143,954	△132,640
社債の償還による支出	－	△204,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,046	△147,440
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,493	△43,793
現金及び現金同等物の期首残高	197,713	200,206
現金及び現金同等物の期末残高	※1 200,206	※1 156,413

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、受託開発にかかる製品、仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　15 年～18 年
機械装置　　６年
工具器具備品　２年～10 年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上することとしております。なお、貸倒実績がないため当事業年度末において貸倒引当金を計上しておりません。

⑵ 製品保証引当金

当社が納入した製品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、来期以降支出が見込まれる額を計上しております。

⑶ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、来期支給見込み額の当事業年度負担額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な品目（自社製品の製造及び販売事業、並びにその他の事業）における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

⑴ 自社製品（組み込みプラットフォーム「Armadillo」）

自社製品の販売については、顧客から受注した製品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間（出荷時から顧客による検収時までの期間）が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

(2) 開発受託

開発受託契約については、顧客から委託された業務を納期までに完了させることを履行義務として認識しております。当該履行義務は、業務が完了し顧客による検収を受けた時点で完了したと判断し、当該時点で請負契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

(3) 余剰部品販売

余剰部品の委託販売については、顧客から受注した余剰部品の販売を履行義務として認識しております。当該履行義務は、当該部品を顧客に引渡した時点（所有権が移転した時点）で完了したと判断し、収益を認識しております。

(4) 機器運用監視サービス（「node-eye」「Armadillo Twin」）

機器運用監視サービスについては、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として認識しております。当該履行義務は、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり契約金額を按分して収益を認識しております。

５．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	2,629 千円	12,158 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能と認められる将来減算一時差異について計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、一時差異等加減算前課税所得の見積りに際しては、当社の事業を取り巻く市場環境、当事業年度の予算達成状況、将来の需要予測等を勘案して予算を策定し、取締役会にて承認を得ております。翌期における損益の見積りに用いた仮定は、以下のとおりであります。

(a)　販売価格

販売価格については、当事業年度における価格改定の状況等を踏まえ、現状と概ね同水準で推移するとの仮定で見積もっております。

(b)　販売数量

販売数量については、予算策定段階で受注済みの販売数量に、既に当社製品を継続的にご購入いただいている案件及び今後新たにご購入いただく案件について、お客様や代理店等にヒアリングを行う等して推計した販売数量を併せて見積もっております。

なお、昨今、生成 AI の普及等により世界的にメモリ部品の需要が急増したことで、部品の需給が非常に逼迫し、価格の高騰や入手難が発生いたしました。当社におきましても、主要原材料であるメモリ等の調達コストの上昇や、部品確保の遅れによる製品出荷への影響など、事業活動における不確実性の高まりが懸念される状況となっております。このような状況下、当社では原材料調達については代替調達を含めサプライヤーと連携し、影響の最小化に努めております。また、原材料価格の上昇に対しては、今後の世界経済及び市場の動向を注視しつつ、原価低減活動や販売価格への適正な転嫁等に取り組んでまいります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

1．概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2．適用予定日

2028 年 7 月期の期首から適用予定であります。

3．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前受金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 4,784 千円は、「前受金の増減額」△984 千円、「その他」5,768 千円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

※１ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は次のものがあります。

	前事業年度 （2025 年７月 31 日）	当事業年度 （2026 年７月 31 日）
当座貸越極度額	200,000 千円	200,000 千円
借入実行残高	－	－
差引額	200,000	200,000

（損益計算書関係）

※１ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度83%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024 年８月１日 至 2025 年７月 31 日）	当事業年度 （自 2025 年８月１日 至 2026 年７月 31 日）
給料手当	241,188 千円	268,558 千円
研究開発費	157,812	118,545

※２ 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 （自 2024 年８月１日 至 2025 年７月 31 日）	当事業年度 （自 2025 年８月１日 至 2026 年７月 31 日）
157,812 千円	118,545 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	83,500	―	―	83,500
合計	83,500	―	―	83,500

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025 年８月１日　至　2026 年７月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式（注)1	83,500	751,500	―	835,000
合計	83,500	751,500	―	835,000

（注）１．当社は、2026 年４月４日付で普通株式１株につき 10 株の株式分割を行っております。
普通株式の発行済株式数の増加 751,500 株は、当該株式分割によるものです。

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024 年８月１日 至2025年７月31日）	当事業年度 （自 2025 年８月１日 至2026年７月31日）
現金及び預金勘定	200,206千円	156,413千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―	―
現金及び現金同等物	200,206	156,413

（リース取引関係）

前事業年度（自　2024 年８月１日　至　2025 年７月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025 年８月１日　至　2026 年７月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に当社が入居している事務所の不動産賃貸契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、1 年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

有利子負債である借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであり、金融機関からの借り入れにより調達しております。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を徹底することにより、信用リスクの低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社では、為替リスクを通貨別、月別に把握することで管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき管理部門にて適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年７月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金 (*1)	12,707	11,101	△1,605
資産計	12,707	11,101	△1,605
(1) 長期借入金 (*2)	570,571	553,581	△16,989
(2) 社債 (*3)	204,000	201,313	△2,686
負債計	774,571	754,894	△19,676

当事業年度（2026年７月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金 (*1)	14,958	12,158	△2,800
資産計	14,958	12,158	△2,800
(1) 長期借入金 (*2)	627,131	598,006	△29,124
負債計	627,131	598,006	△29,124

(*1) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(*3) １年内償還予定の社債は社債に含めております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年７月31日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	200,206	－	－	－
売掛金	191,869	－	－	－
敷金	－	－	12,707	－
合計	392,076	－	12,707	－

当事業年度（2026年７月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	156,413	－	－	－
売掛金	264,049	－	－	－
敷金	－	－	14,958	－
合計	420,463	－	14,958	－

（注）２．社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年７月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	125,440	107,540	107,860	100,200	84,732	44,799
社債	204,000	－	－	－	－	－
合計	329,440	107,540	107,860	100,200	84,732	44,799

当事業年度（2026年７月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	133,940	139,060	129,000	113,532	53,019	58,580
合計	133,940	139,060	129,000	113,532	53,019	58,580

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年７月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年７月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年７月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	11,101	－	11,101
資産計	－	11,101	－	11,101
長期借入金	－	553,581	－	553,581
社債	－	201,313	－	201,313
負債計	－	754,894	－	754,894

当事業年度（2026年７月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	12,158	－	12,158
資産計	－	12,158	－	12,158
長期借入金	－	598,006	－	598,006
負債計	－	598,006	－	598,006

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

長期借入金(１年以内返済予定を含む)については、新規借入れを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。社債については、新規に発行した場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。長期借入金(１年以内返済予定を含む)及び社債はその時価をレベル２の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、21,177千円であります。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用の額は、21,321千円であります。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

当社は、付与時点では未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

当社は、付与時点では未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
付与対象者の区分及び人数	当社役員　1名 当社従業員　68名	当社従業員　7名	当社従業員　4名	当社役員　2名 当社従業員　4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　70,000株（注）２	普通株式　2,800株（注）２	普通株式　1,600株（注）２	普通株式　12,700株（注）２
付与日	2022年７月15日	2023年７月14日	2024年７月16日	2024年10月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自2024年７月16日 至2032年６月14日	自2025年７月15日 至2033年６月13日	自2026年７月17日 至2034年６月15日	自2026年10月29日 至2034年10月11日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．2026年４月４日付で株式分割（１株につき10株の割合）後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年７月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
権利確定前 (株)				
前事業年度末	61,600	2,800	1,600	12,700
付与	―	―	―	―
失効	2,800	―	―	―
権利確定	58,800	2,800	1,600	―
未確定残	―	―	―	12,700
権利確定後 (株)				
前事業年度末	―	―	―	―
権利確定	58,800	2,800	1,600	―
権利行使	―	―	―	―
失効	―	―	―	―
未行使残	58,800	2,800	1,600	―

(注) 2026年4月4日付で株式分割（1株につき10株の割合）後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション	2024年ストック・オプション①	2024年ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	320	720	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価 (円)	―	―	―	―

(注) 2026年4月4日付の株式分割（1株につき10株の割合）後の価格に換算しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、付与時点では未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積によって算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー法）及び類似会社比較法により算出した価格を基礎として決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額 ―千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 ―千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年７月31日）	当事業年度 （2026年７月31日）
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	14,274千円	16,131千円
製品保証引当金	652	371
賞与引当金	684	701
減価償却超過額	10,213	7,538
資産除去債務	8,435	11,995
その他	956	2,196
繰延税金資産小計	35,216	38,934
評価性引当額	△27,067	△18,513
繰延税金資産合計	8,149	20,421
繰延税金負債		
資産除去債務	5,519	8,263
繰延税金負債合計	5,519	8,263
繰延税金資産（負債）の純額	2,629	12,158

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年７月31日）	当事業年度 （2026年７月31日）
法定実効税率	34.2%	34.2%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.9	1.0
住民税均等割	2.4	1.9
軽減税率の適用	△1.4	△1.3
評価性引当額の増減	△15.3	△13.1
税額控除	△2.8	△8.2
その他	0.2	△2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.2	11.7

（表示方法の変更）

前事業年度において、「その他」に含めていた「軽減税率の適用」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度における「その他」△1.2%は、「軽減税率の適用」△1.4%及び「その他」0.2%として組み替えております。

３．法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年８月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.2%から35.2%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び東京営業所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約期間における賃借期間終了後の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.143～2.517%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）
期首残高	23,968千円	24,049千円
見積りの変更による増加額	－	6,414
賃貸借契約に伴う増加	－	3,027
時の経過による調整額	80	121
期末残高	24,049	33,613

４．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額6,414千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

（単位：千円）

製品/サービス	前事業年度 （自 2024年８月１日 至 2025年７月31日）	当事業年度 （自 2025年８月１日 至 2026年７月31日）
製品販売	1,823,586	1,835,469
開発受託	25,792	8,012
余剰部品販売	1,975	6,400
機器運用監視サービス	11,052	13,534
顧客との契約から生じる収益	1,862,406	1,863,417
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	1,862,406	1,863,417

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) ４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年８月１日 至 2025年７月31日)	当事業年度 (自 2025年８月１日 至 2026年７月31日)
契約負債（期首残高）	1,028	43
契約負債（期末残高）	43	44,046

(注) 1. 契約資産については、該当事項はありません。

2. 契約負債については、主に製品又はサービスの供給契約に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

3. 当事業年度における契約負債の主な変動要因は、主として製品販売に係る顧客からの前受金の受領により、44,000千円増加したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
スズデン(株)	414,717
佐鳥電機(株)	346,301
福西電機(株)	279,957
コネクシオ(株)	226,494

（注）当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
スズデン(株)	433,831
福西電機(株)	412,437
佐鳥電機(株)	189,555
コネクシオ(株)	187,029

（注）当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

当社は組み込みプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2024年８月１日　至　2025年７月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西３丁目７番地北洋大通センター13階	－	投資事業組合	被所有 直接 27.31	社債の引受	社債の引受 (注) 1，2	－	社債	159,200

(注)1. 社債の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 社債につきましては、2026年５月12日に償還し解消しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
当社役員及び主要株主	實吉智裕	－	－	当社代表取締役社長	被所有 直接 26.05 間接 23.95	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1，2	46,652	－	－

(注)1. 債務被保証につきましては、取引金額は期末借入残高を記載しております。なお、保証料を支払っておりません。

2. 債務被保証につきましては、2026年４月27日に解消しております

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年８月１日　至　2026年７月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	北洋事業承継投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西３丁目７番地北洋大通センター13階	－	投資事業組合	被所有 直接 27.31	社債の引受	社債の引受 (注) 1，2	－	社債	－

(注)1. 当社が発行する社債（159,200千円）の引受をしておりましたが、当該社債については2026年５月12日に償還して解消しております。

2. 社債の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
当社役員及び主要株主	實吉智裕	－	－	当社代表取締役社長	被所有 直接 26.05 間接 23.95	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注) 1	39,956 (注) 1	－	－

(注)1. 当社は、銀行借入について代表取締役實吉智裕より債務保証を受けておりましたが、当該債務保証は2026年４月27日に解消しております。上記の取引金額は、債務保証解消時点の借入残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）		当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）	
１株当たり純資産額	76円62銭	１株当たり純資産額	145円82銭
１株当たり当期純利益	45円34銭	１株当たり当期純利益	69円21銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	―	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	66円38銭

（注）１．前事業年度における潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当事業年度における潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、2026年６月30日に札幌証券取引所Sapporo PRO Frontier Marketに上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

３．当社は、2026年３月５日開催の取締役会決議により、2026年４月４日付で普通株式１株を10株に分割しております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

４．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年８月１日 至　2025年７月31日）	当事業年度 （自　2025年８月１日 至　2026年７月31日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	37,860	57,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	37,860	57,786
普通株式の期中平均株式数(株)	835,000	835,000
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(株)	―	35,560
(うち新株予約権(株))	―	(35,560)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第１回新株予約権 新株予約権の数：5,880個 普通株式：58,800株 第２回新株予約権 新株予約権の数：280個 普通株式：2,800株 第３回新株予約権 新株予約権の数：160個 普通株式：1,600株 第４回新株予約権 新株予約権の数：1,270個 普通株式：12,700株	第３回新株予約権 新株予約権の数：160個 普通株式：1,600株 第４回新株予約権 新株予約権の数：1,270個 普通株式：12,700株

(重要な後発事象)

（コミットメントライン契約の締結及び資金の借入）

当社は、2026年９月14日開催の取締役会決議に基づき、次のとおりコミットメントライン契約の締結及び資金の借入を行いました。

(1) コミットメントライン契約の締結及び資金借入の理由

当社は2027年７月期に大幅な販売拡大を見込んでいる一方、現在、世界的に半導体部品の需給逼迫及び価格高騰が続いており、当社として仕入金額が急増することを見込んでおります。このような環境下において、製品の安定生産に必要な部品仕入資金を機動的かつ確実に確保し、手元流動性の維持・向上を図るため、コミットメントライン契約の締結及び資金の借入を行うものであります。

(2) コミットメントライン契約の内容

① 契約先	株式会社北海道銀行
② 借入極度額	300 百万円
③ 契約締結日	2026 年 10 月１日
④ 契約期間	11 か月（2027 年８月 31 日まで）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金
⑧ 財務制限条項	1)決算期における貸借対照表において、純資産の部の金額を前年同期比 80%以上に維持すること。 2)決算期における損益計算書において、２期連続して税引後当期純損益を損失としないこと。

(3) 資金借入の内容

① 借入先	株式会社みずほ銀行
② 借入金額	300 百万円（150 百万円×２）
③ 借入実行日	2026 年９月 30 日
④ 借入期間	2026 年９月 30 日から 2027 年８月 31 日まで
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

① 借入先	株式会社北洋銀行
② 借入金額	200 百万円（100 百万円×２）
③ 借入実行日	2026 年９月 30 日
④ 借入期間	2026 年９月 30 日から 2027 年３月 31 日まで（100 百万円） 2026 年９月 30 日から５年間（100 百万円）
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

① 借入先	株式会社北陸銀行
② 借入金額	100 百万円
③ 借入実行日	2026 年９月 24 日
④ 借入期間	2026 年９月 24 日から 2027 年４月 30 日まで
⑤ 金利	基準金利＋スプレッド
⑥ 担保・保証の有無	なし
⑦ 資金使途	部品仕入資金

(4) 今後の見通し

現時点で、当該契約の締結及び資金の借入による 2027 年７月期業績への影響は軽微であると考えております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	49,519	16,034	－	65,553	20,555	3,917	44,998
機械装置	21,883	－	－	21,883	21,883	－	0
工具器具備品	140,256	15,330	11,600	143,986	122,937	16,291	21,049
建設仮勘定	587	4,262	2,396	2,453	－	－	2,453
有形固定資産計	212,246	35,627	13,996	233,877	165,376	20,209	68,501
無形固定資産							
ソフトウェア	4,641	－	－	4,641	2,264	1,080	2,377
のれん	24,902	－	24,902	－	－	1,915	－
無形固定資産計	29,544	－	24,902	4,641	2,264	2,996	2,377
長期前払費用	991	2,276	1,936	1,331	－	－	1,331

（注）１．当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

札幌生産センター拡張に伴う内装工事及び電気工事　5,913 千円

Armadillo-IoT A9E 向け生産設備　3,159 千円

２．長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、当期償却額の算定には含めておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
1年以内に返済予定の長期借入金	125,440	133,940	1.90	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	445,131	493,191	1.93	2029年８月～2033年４月
合計	570,571	627,131	－	－

（注）１．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金の決算日以降５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
133,940	139,060	129,000	113,532	53,019

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
製品保証引当金	1,907	709	1,558	－	1,059
賞与引当金	2,000	2,000	2,000	－	2,000

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

（2）【主な資産及び負債の内容】

1. 流動資産

①現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	281
預金	
普通預金	156,131
合計	156,413

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
福西電機株式会社	127,392
スズデン株式会社	45,992
その他	90,664
合計	264,049

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円）(A)	当期発生高（千円）(B)	当期回収高（千円）(C)	当期末残高（千円）(D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
191,869	2,058,679	1,986,499	264,049	88.3	40

③製品

品目	金額（千円）
当社製組み込みコンピュータ（Armadillo シリーズ等）	19,042
合計	19,042

④仕掛品

品目	金額（千円）
部品実装済基板等	44,704
合計	44,704

④ 原材料

品目	金額（千円）
半導体・電子部品等の主要部材	526,508
副資材等	5,327
合計	531,836

2. 流動負債

①買掛金

相手先	金額（千円）
協栄産業株式会社	88,033
アヴネット株式会社	34,881
その他	86,941
合計	209,857

（3）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年８月１日から翌年７月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年７月 31 日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年１月31日 毎年７月 31 日
１単元の株式数	100 株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 ― ― ― ― ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ― 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する。 公告掲載 URL　https://atmark-techno.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 10 月 29 日

株式会社アットマークテクノ

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
札　幌　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五　十　嵐　康　彦

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人札幌証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 125 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アットマークテクノの 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までの第 6 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アットマークテクノの 2026 年 7 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があ

るかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上